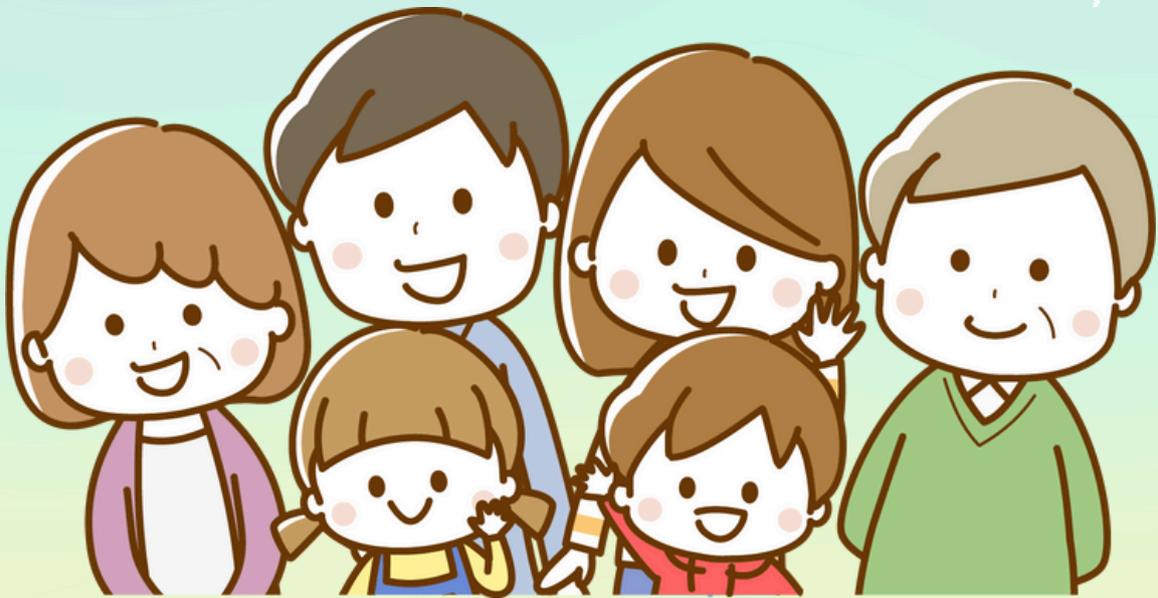
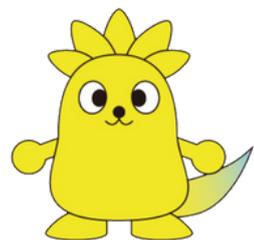


交野市こども計画

概要版（案）



令和7年3月
交野市



計画策定の背景



交野市では、平成17年3月に「子らの笑顔、みんなの宝”かたの”子育て応援プラン～交野市次世代育成支援行動計画～」(前期計画)を策定し、平成22年3月には後期計画を策定しました。平成27年3月には「交野市子ども・子育て支援事業計画」、令和2年3月には「第2期 交野市子ども・子育て支援事業計画」(以下、「第2期計画」という。)を策定し、「子どもいっぱい 元気な“かたの”～子育て 子育て 地域の和(なごみ)～」を基本理念とし、未来に、元気、笑顔があふれるまちづくりをめざして、子育てに関する施策を総合的に推進してきました。

このたび、令和6年度に計画期間の最終年度を迎えることにより、社会環境の変化や交野市のこどもや子育てを取り巻く現状、「第2期計画」の進捗状況等を踏まえ、こども・子育て支援に向けた取り組みをさらに効果的かつ総合的に推進するため、「子ども・若者計画」を包含し、「交野市こども計画」(以下、「本計画」という。)を策定しました。

計画の性格と位置づけ



こども基本法第10条(都道府県こども計画等)において、市町村はこども大綱・都道府県こども計画を勘案して「市町村こども計画」を作成することに努めることとされています。

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」(策定義務)に位置づけられるとともに、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」(任意計画)、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条に基づく「市町村計画」(任意計画)、母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に基づく「自立促進計画」(任意計画)、子ども・若者育成支援推進法第9条に基づく「市町村子ども・若者計画」(任意計画)を包含し、策定します。

計画の期間



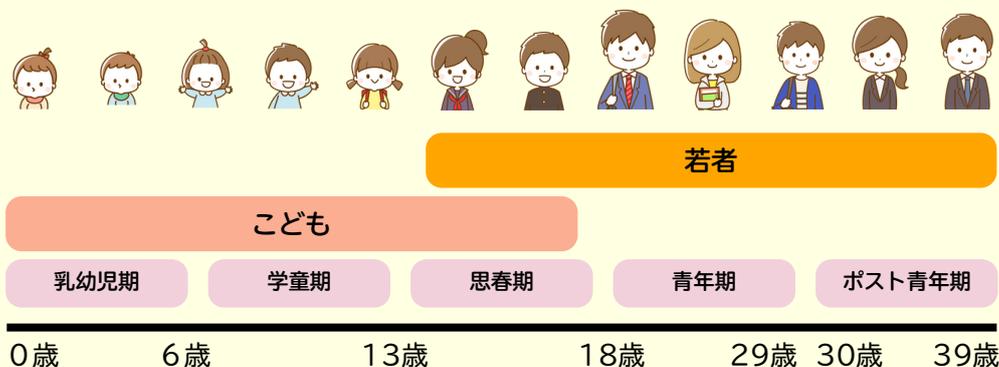
本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。
計画最終年度である令和11年度には計画の達成状況の確認と見直しを行います。

計画の対象



本計画の対象は、こども・若者(0歳から29歳まで、ただし施策によっては39歳まで)及び子育て当事者となります。

区分は、0歳から6歳を乳幼児期、6歳から13歳を学童期、13歳から18歳を思春期、18歳から29歳を青年期、30歳から39歳をポスト青年期とします。



基本理念



こどもいっぱい 元気な“かたの” ～ 子育て 子育て 地域の和（なごみ）～

こどもや若者は、未来のまちの担い手です。

こども・若者の声を大切に、地域全体でこども・若者や子育て家庭への理解を深め支援することで、安全で安心な子育て環境を整えます。また、すべてのこども・若者が、身体的、精神的、社会的に将来にわたって幸せな状態で成長でき、保護者も喜びと生きがいを感じながら子育てできるまちをめざします。

施策の体系



施策の展開



基本目標1 こどもを産み育てることができる まちづくり

こどもの誕生前
～ 幼児期

- 基本施策1 | 妊娠・出産・育児の切れ目のない支援
- 基本施策2 | 多様なニーズに応じた保育サービスの充実
- 基本施策3 | 質の高い幼児期の幼児教育・保育の推進

<進捗確認指標>

- ・「この地域で子育てをしたい」と思う親の割合
- ・「地域のつながりや支え合いにより安心して子育てができる」と思う市民の割合
- ・認定こども園等が、全市的な幼児教育・保育の質の向上のために国基準を超えて実施する延べ事業数（看護師・フリー保育士等配置事業等）



基本目標2 こどもが成長できる まちづくり

学童期・思春期
小学生～18歳

- 基本施策1 | 学校教育の推進
- 基本施策2 | 乳幼児とふれあう機会や子育てを学ぶ機会の充実
- 基本施策3 | 思春期保健対策の充実
- 基本施策4 | こどもの成長を見守る体制づくりの推進
- 基本施策5 | こどもの居場所づくりの推進

<進捗確認指標>

- ・児童・生徒アンケート「学校に行くのが楽しい」の肯定的回答の割合
- ・児童・生徒アンケート「授業がわかりやすく楽しい」の肯定的回答の割合
- ・学校支援活動 コーディネーターの年間活動日数／市内ボランティア参加者数
- ・放課後等のこどもの居場所設置数



基本目標3 若者が自立できる まちづくり

青年期・
ポスト青年期
18～39歳

- 基本施策1 | 困難を抱えた若者への自立支援の推進
- 基本施策2 | 青年期の相談支援体制の充実

<進捗確認指標>

- ・「住み慣れた地域で、自分らしく安心して暮らせている」と思う市民の割合
- ・「困ったときに気軽に相談できる場所がある」と思う市民の割合
- ・地域の身近な相談窓口『まるまど』開設数



基本目標4 こどものすべての成長過程にわたる支援

すべてのこども

基本施策1 | こどもの権利の保障

基本施策2 | こども・若者の意見聴取

基本施策3 | 人権教育及び児童虐待問題対応の充実

基本施策4 | 障がいのあるこども（支援の必要なこども）のライフステージに応じたきめ細やかな支援・保育・教育の推進

基本施策5 | 「食育」の推進

基本施策6 | スポーツ・文化・レクリエーションの充実

基本施策7 | 安心・安全に子育てできる生活環境の推進



<進捗確認指標>

- ・児童・生徒アンケート「豊かな心や生き方について考える機会がある」の肯定的回答の割合
- ・「スポーツ・文化活動や読書など、生涯学習に親しんでいる」と思う市民の割合
- ・「安全で快適な公園・緑地が整っている」と思う市民の割合
- ・都市公園等の設置数
- ・児童虐待防止に関する研修会等に参加した人の内容理解度

基本目標5 子育て当事者に対する支援

子育て当事者

基本施策1 | ひとり親家庭の自立支援の推進

基本施策2 | 子育て家庭への経済的な支援の充実

基本施策3 | 外国につながるこどもと保護者への支援・配慮の充実

基本施策4 | 男女共同参画・仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

基本施策5 | 地域における子育て支援ネットワークの充実

基本施策6 | 子育て相談支援及び子育て情報提供の充実

基本施策7 | 地域における子育て支援の充実

基本施策8 | 地域環境を活かした多様な活動の推進

<進捗確認指標>

- ・「地域のつながりや支え合いを大切にしている」と思う市民の割合
- ・「こどもと保護者が心身ともに健やかに育ち過ごすことができる」と思う市民の割合
- ・子育て支援に関する情報発信、子育てアプリの登録者数



法定事業の目標値等



子ども・子育て支援事業計画において、各年度における子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と提供体制の「確保方策」及びその「実施時期」について定めることとされています。

幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策

事業名	単位	令和7年度		令和11年度	
		量の見込み	確保方策	量の見込み	確保方策
1号	人	845	921	799	938
2号（教育の利用希望）		-	-	-	-
2号（保育の利用希望）		1,101	1,134	1,048	1,123
3号		97	154	95	148
	0歳				
	1、2歳	685	672	650	672

認定について

施設などの利用を希望する場合は、利用のための認定を受ける必要があります

- 1号認定： お子さんが3～5歳で、幼児教育のみを希望される方
- 2号認定： お子さんが3～5歳で、「保育を必要とする事由」に該当し、保育を希望される方
- 3号認定： お子さんが0～2歳で、「保育を必要とする事由」に該当し、保育を希望される方

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

事業名	単位	令和7年度		令和11年度	
		量の見込み	確保方策	量の見込み	確保方策
利用者支援事業	箇所数	2	2	2	2
地域子育て支援拠点事業	延べ組数	14,805	16,200	14,076	16,200
妊婦健康診査事業	延べ回数	6,025	6,025	5,637	5,637
乳児家庭全戸訪問事業	実件数	495	495	473	473
養育支援訪問事業	実人数	4	4	4	4
子育て短期支援事業	延べ日数	35	35	33	33
子育て援助活動支援事業	就学前	463	463	463	463
	小学生	1,121	1,121	1,121	1,121
一時預かり事業	幼稚園型（1号）	13,290	13,290	13,290	13,290
	幼稚園型（2号）	9,193	9,193	9,193	9,193
	その他	1,944	2,718	1,800	3,388
延長保育事業	実人数	498	498	471	471
病児保育事業	病児対応型	1,233	2,160	1,166	2,160
	体調不良児対応型	1,575	1,575	1,575	1,575
放課後児童健全育成事業	1年生	349	1,280	298	
	2年生	299		256	
	3年生	236		202	
	4年生	143		122	
	5年生	68		58	
	6年生	29		25	
合計	1,124	961			
実費徴収に係る補足給付を行う事業		8	8	8	8
多様な事業者の参入促進・能力活用事業		2	2	2	2
子育て世帯訪問支援事業	延べ人数	4	4	4	4
産後ケア事業	宿泊型	106	106	99	99
	通所型	26	26	24	24
	訪問型	45	45	42	42

地域子ども・子育て支援事業 一覧



利用者支援事業 (こども子育て総合相談窓口)

子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連携、連絡調整、協働の体制づくり等を行う事業です。

地域子育て支援拠点事業

就学前の児童及びその保護者が気軽にいつでも自由に集い、子育て仲間と交流し、子育てに関する相談、情報提供、助言等の支援を行う事業です。

妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施している事業です。

乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん訪問)

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育てに関するさまざまな悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握や助言を行う事業です。

養育支援訪問事業

養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師・保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行う事業です。

子どもを守る 地域ネットワーク機能強化事業

交野市要保護児童対策地域協議会内での情報交換と支援内容の協議、専門性向上のための研修や市民への啓発の取り組み等を行い、地域全体で児童虐待の発生予防・早期発見・早期対応を行う事業です。

子育て短期支援事業

病気・出産・看護・冠婚葬祭・出張等で、保護者が夜間も留守になる場合や、育児疲れ等、一時的にこどもの養育ができないときに、指定した事業実施施設で一定期間、こどもの預かりを行う事業です。

子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)

地域で子育ての支援をするために、子育てを援助してほしい人(依頼会員)と子育てを援助したい人(提供会員)又はその両方を行いたい人(両方会員)の相互援助活動事業です。

一時預かり事業

保護者の就労形態の多様化に伴う短時間及び継続的な保育や、保護者の疾病・通院等による緊急時の一時的な保育、保護者のリフレッシュ及び冠婚葬祭等による保育需要に対応するための事業です。

延長保育事業

保護者の就労形態の多様化、長時間の通勤等に伴う保育時間の延長に対する需要に対応するため、認定こども園等の開所時間(11時間)の前後各30分以上において時間を延長して保育を実施している事業です。

病児保育事業 (病児対応型)

病気の症状安定期や病気回復期にあり集団保育等が困難で、かつ保護者が就労等により児童を家庭で保育することができない期間に一時的に保育・看護を行う事業です。

病児保育事業 (体調不良児対応型)

登園後に体調不良となった園児に対して、保護者がお迎えに来るまでの間、看護師が保健的な対応を行う事業です。

地域子ども・子育て支援事業 一覧



放課後児童健全育成事業 (放課後児童会)

保護者が労働等により昼間家庭にいない児童（1～6年生）に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を提供し、健全な育成を図ることを目的とした事業です。

実費徴収に係る 補足給付を行う事業

保護者の世帯の所得状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき、教育・保育に必要な物品等の購入費用または行事への参加費用等を助成し、市が定める基準に該当した場合に助成を行う事業です。

多様な事業者の 参入促進・能力活用事業

地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設等の量的拡大を進めるうえで、多様な事業者の新規参入の支援、認定こども園における特別な支援が必要なこどもの受け入れ体制を構築によって、良質かつ適切な教育・保育等の提供体制の確保を図る事業です。

子育て世帯訪問支援事業

家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安等を傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。

児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える居場所のない児童等に対して居場所となる場を開設し、児童とその家庭の課題に応じて生活習慣の形成等を行うとともに、児童と家庭の状況をアセスメントし、児童の状況に応じた支援を包括的に提供することで、虐待を防止し、こどもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有できる場を設ける等、必要な支援を行う事業です。

乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)

すべてのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な育成環境を整備することを目的に、保護者の就労に関係なく認定こども園等に通っていない満3歳未満のこどもを対象とし、月一定時間、保育が利用可能枠の中で利用できる事業です。

産後ケア事業

出産後の心身ともに不安定な時期に、母子の心身のケアや育児のサポートを行う事業です。病院・助産所等へ数日宿泊する「ショートステイ型」、病院・助産所・診療所等へ通う「デイサービス型」、利用者の自宅に訪問し、サポートを受ける「アウトリーチ型」があります。



交野市こども計画 【概要版】

発行年月：令和7年3月

発行：交野市健やか部子育て支援課

〒576-0034 大阪府交野市天野が原町5-5-1

TEL：072-810-5820 FAX：072-892-0525